

おもいやり駐車場の利用について

福島県では、車いす使用者用駐車スペース(♿マークのある駐車場)の利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の掲示を求める「おもいやり駐車場利用制度」を平成21年7月1日からスタートしています。

現在では、全国26府県それぞれで発行された利用証で、各府県の協力施設いずれでも利用できるようになりました。

■対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人などで、県が定める右表の交付基準に該当する方(詳しくは、お問い合わせください)

■申請方法

健康福祉課等に設置してある申請書に必要事項を記載の上、確認書類のコピーを添付して申請してください。申請書は県のホームページからもダウンロードできます。

■確認書類

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、母子健康手帳、診断書(けがの場合)

☎健康福祉課 ☎72-6934

☎県中保健福祉事務所 ☎0248-75-7808

☎福島県庁高齢福祉課 ☎024-521-7197

※この制度は、県民の皆さんの「おもいやり」によって運用されるものです。ご理解とご協力をお願いします。

おもいやり駐車場利用制度交付基準

制度対象者			
区分		等級	
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	
	聴覚	聴覚障がい	該当なし
		平衡機能障がい	5級以上
	音声言語機能障がい		該当なし
	肢体不自由	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	脳原	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心臓機能障がい		4級以上
腎臓機能障がい		4級以上	
呼吸器機能障がい		4級以上	
ぼうこう膀胱または直腸機能障がい		4級以上	
小腸機能障がい		4級以上	
ヒト免疫不全ウイルスによる機能障がい		4級以上	
肝臓機能障がい		4級以上	
知的障がい者		A(最重度・重度)	
精神障がい者		1級	
難病患者		特定疾患医療受給者	
要支援高齢者等		要支援者または要介護者	
妊産婦		妊娠7カ月から産後3カ月	
けが人		車いす、つえなど使用期間	

高齢者の熱中症に 気を付けましょう

まだまだ暑い日が続き、熱中症になる方が増える季節です。熱中症患者のおよそ半数が高齢者(65歳以上)です。高齢者は汗をかきにくい、暑さを感じにくいなど体温を調整する機能が低下しているため、自覚がないうちに室内でも熱中症になる危険があります。

熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができますので、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心掛けましょう。

☎健康福祉課 ☎72-6934

☎地域包括支援センター ☎72-2128